

# 特定健診を受診しましょう

健康政策課 ☎048(456)5370

特定健診では、生活習慣病の予防を目的に身長、体重、血圧、血液検査などの基本的な検査を実施します。健診結果には、自身の健康を守るための重要なヒントが示されているため、年1回受診し、今後の健康づくりに生かしましょう。

健診などについて詳しくは、市ホームページをご確認ください。

**実施期間** 12月31日(火)まで

**対象** 志木市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人

▼対象者には特定健康診査受診券(緑色)を送付しています。

▼社会保険に加入している人は、加入している健康保険組合などにご確認ください。

**検査内容** 問診、血圧測定、身体測定、理学的検査、血液検査、尿検査、心電図検査など

**費用** 1,000円

▼生活保護受給者、中国残留邦人等支援助受給者は自己負担額が免除されます。また、市県民税非課税世帯の人は、申請により自己負担額が還付されます。

**持ち物** 特定健康診査受診券、健康保険証



▲市ホームページ  
(個別健診)

## 対象となった人は、特定保健指導を受けましょう

特定保健指導では、生活習慣病の予防や重症化を食い止めることを目的として、保健師・管理栄養士などの専門スタッフから、一人ひとりにあった生活習慣改善のための具体的なアドバイスが受けられます。

**対象** 志木市国民健康保険に加入している人で、特定健診(40歳から74歳までの国民健康保険人間ドック受診者を含む)の結果、生活習慣病のリスクが高いと診断された人

▼対象者には、案内を送付しています。

▼高血圧や脂質異常症(高脂血症)、糖尿病で薬剤治療中の人は対象となりません。

▼志木市国民健康保険に加入していない人の特定保健指導については、加入している健康保険組合などにご確認ください。



▲市ホームページ  
(特定保健指導)

## 18歳から40歳未満の人は集団健(検)診をご利用ください

受診日時点で18歳から40歳未満の人は、特定健診と同じ検査内容のメタボ予防健診(700円)が受診できます。また、女性は特定健診の内容に胸部X線検査を加えた女性の健康チェック(900円)も受診できます。若いうちから健診を受ける習慣をつけて健康管理に役立てましょう。



▲市ホームページ  
(集団健(検)診)

# 道路上の乗り入れブロックなどの撤去にご協力ください

道路課 ☎048(473)1905

敷地と道路との段差を解消するために、乗り入れブロックや鉄板・プラスチック製ステップなどを道路上に設置することは、歩行者や自転車・バイクの転倒事故が発生する危険性があり、設置した人に事故の責任が及ぶことがあります。

また、道路上の水の流れを妨げるなど、近年の台風やゲリラ豪雨による道路冠水などの発生原因にもなるため、道路上に設置した乗り入れブロックの撤去にご協力ください。

